

9 国民健康保険の手続きを 必ずして ください。

国民健康保険に 加入が必要なとき と 加入の手続きに 必要なもの

- (1) 日本に 入国した(来た)とき ①在留カード か パスポート
- (2) 転入した(引越した)とき ①転出証明書 と ②在留カード か パスポート
- (3) 会社の健康保険を やめたとき
 - ①会社の健康保険を やめたことを 証明したもの と
 - ②在留カード か パスポート

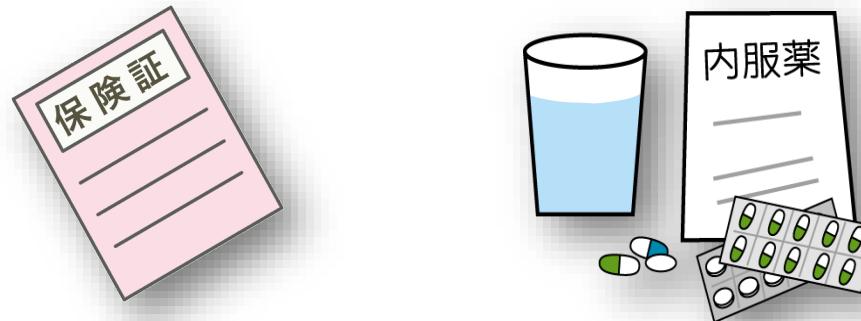
国民健康保険を やめる必要があるとき と やめる手続きに 必要なもの

- (1) 出国する(日本から出る)とき ①国民健康保険証 と ②在留カード か パスポート
- (2) 転出する(引越する)とき ①国民健康保険証 と ②在留カード か パスポート
- (3) 会社の健康保険に 加入したとき
 - ①会社の健康保険証 と ②国民健康保険証

※国民健康保険を やめるまでの 保険料を 払わなくては なりません。

わからないことは 下の 各区役所 市民総合窓口課に 聞いて ください。

連絡・質問先	電話番号・TEL	住所
中央区 市民総合窓口課	☎ 043-221-2131	中央区中央4-5-1
花見川区 市民総合窓口課	☎ 043-275-6255	花見川区瑞穂1-1
稲毛区 市民総合窓口課	☎ 043-284-6119	稲毛区穴川4-12-1
若葉区 市民総合窓口課	☎ 043-233-8131	若葉区桜木北2-1-1
緑区 市民総合窓口課	☎ 043-292-8119	緑区おゆみ野3-15-3
美浜区 市民総合窓口課	☎ 043-270-3131	美浜区真砂5-15-1



がいこくじん 外国人のみなさん

こくみんけんこうほけん し
国民健康保険のことを 知って ください！

～ 病気やけがをしたときのための制度です ～



1 国民健康保険とは？

日本では全ての人が(外国人も)健康保険に加入する(入る)ことになっています。健康保険に加入すると少ないお金で安く病院などで病気を診てくれます。国民健康保険はとても大切な勤務先(あなたの働いているところ)の健康保険に加入しているなどを除きあなたが住んでいるところの国民健康保険に加入してください。

2 国民健康保険に外国人も必ず加入してください。

3か月より長く日本に住むことになった外国人は住民票に登録されます。住民票に登録された外国人は国民健康保険に加入してください。(次の人除外)

国民健康保険に加入することができない人

- (1) 在留期間(日本に住む日にち)が3か月以下の人
- (2) 在留資格が「短期滞在」(日本に住む日にちが3か月以下)の人や日本の病院で病気などを治す人かその人の世話をする人
- (3) 会社などの健康保険に入っている人
- (4) 生活保護を受けている人

※1 在留期間が3か月以下でも加入できることがあります。

くわしいことは一番後ろに書いてある連絡・質問先に聞いてください。

※ 75歳以上の方は国民健康保険ではなく後期高齢者医療制度に加入します。

3 国民健康保険に加入している人は保険料を必ず払ってください。

国民健康保険に加入したら保険料(お金)を払ってください。

保険料は国民健康保険に加入している人が病気やケガをしたときの医療費(病気やケガを治すためのお金)の一部になります。病院で払うお金を少なくするためのものです。必ず保険料は決められた日までに払ってください。

お金を払うのが遅くなると払うお金が多くなります。(高くなります。)※1 給料や預金・貯金が使えなくなり、強制的にお金を引くこともあります。決められた日までに払うために、保険料は口座振替※2で払ってください。

※1 延滞金が発生します。

※2 口座振替=あなたの銀行口座にあるお金で払うこと。保険料を払うための手続きが一度で済みます。

4 所得の申告を忘れないでしてください！

保険料は前の年の所得(自分の収入)を基に計算しますので所得の申告を忘れないでください。前の年の所得が少ないと保険料が安くなることがあります。

5 国民健康保険に加入すると保険証が渡されます。

国民健康保険に加入した人に1枚保険証が渡されます。保険証はカードです。病気やケガなどで病院に行ったら必ず保険証を見せてください。

6 特定健康診査※1を受けてください！

千葉市の国民健康保険に加入している40歳から75歳の方は500円で特定健康診査が受けられます。生活習慣病にならないために1年に1回受けてください。受診券(特定健康診査を受けるための券)は毎年5月の中ごろに対象者へ送られます。

また年度の途中から国民健康保険に加入した人は受診券をもらうために申し込みが必要ですので健康支援課(TEL 043-238-9926)に連絡してください。

※1 特定健康診査=生活習慣病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症など)になっているか調べること。

7 海外療養費の申請の際の注意事項！

海外療養費とは外国で病気やケガをしてそれを外国の病院に診てもらったとき国民健康保険に入っていると払ったお金の一部が返ってくることです。

海外療養費を申請するときは、診てもらった外国の病院の住所と電話番号を必ず書いてください。海外療養費を調べるときにあなたのパスポートの渡航歴(行った国)の確認や診てもらった外国の病院に確認することがあります。

また日本に1年以上住んでない人や病気やケガを治すために海外に行った人は海外療養費が支給されないので注意してください。

8 他人の保険証を使うことは犯罪です！！

本人(自分)の保険証しか使うことができません！

自分の治療費(病院で払うお金)を安くするために病院をだまして他人の保険証を使うと詐欺罪※1といった犯罪になるかもしれません。詐欺罪は最高で10年の懲役となります。

保険証を他人に貸した人も同じ罪になります。

※1 詐欺罪=人をだまして得をすること。日本では人の物を盗む窃盗罪よりも重い罪になります。

※2 懲役=刑務所に入って働くこと。